

豊後高田市ふるさと納税特設サイト再構築業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

「豊後高田市ふるさと納税特設サイト(以下「特設サイト」という)」は、開設以降9年が経過しており、利用者の利便性向上を最優先として見直す必要がある。さらに、新たな寄附者の獲得及びリピーターの確保や、ふるさと納税を活用した観光振興等に伴う交流人口の拡大による豊後高田市ファンの獲得・増加を図るため、特設サイトの全面リニューアルを行う。

2 業務名

豊後高田市ふるさと納税特設サイト再構築業務

3 委託期間

契約の日から令和6年3月31日まで

4 業務内容

「豊後高田市ふるさと納税特設サイト再構築業務委託仕様書」のとおり

5 委託上限額

2,000千円(消費税及び地方消費税を含む)

※この金額は契約時の予定価格を示すものではない

6 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の条件をすべて満たす事業者とする。

- (1) 過去5年以内に、ふるさと納税特設サイトの構築業務を履行し、現在も稼働中で運用保守業務を継続して契約している実績があること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申し立て、または民事再生法に基づく再生手続開始の申し立て又は破産法に基づく破産手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。法人の場合は、役員等が暴力団でないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。

※(2)～(4)については、連携協力企業など(参加する者と協力し、当該参加する者の責任の下に本業務の一部を行う者)があるときは、当該連携協力企業などにおいても同様とする。

7 スケジュール

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 募集開始(公告) | 令和5年7月 21 日(金) |
| (2) 質問等受付期間 | 令和5年7月 27 日(木)まで |
| (3) 参加の意思表示 | 令和5年8月3日(木)まで |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和5年8月 18 日(金)まで |
| (5) 書類審査・選定 | 令和5年8月下旬予定 |
| (6) 契約締結 | 令和5年8月下旬予定 |

8 参加の意思表示

本業務にかかる企画提案について参加を希望するものは、メール、郵送(必着)または直接持込にて下記の書類を各1部提出するものとする。

- (1)【様式 1】参加申込書
- (2)【様式 2】参加資格に関する申立書
- (3)【様式 3】受注実績調書
- (4)【様式 4】会社概要書

提出期限：令和5年8月3日(木)午後5時

9 質疑等

本業務に関して質疑がある場合は、【様式 5】質疑書を用い、電子メール又は FAX にて照会すること。なお、件名は「豊後高田市ふるさと納税特設サイト再構築業務質疑」とすること。

照会期限：令和5年7月 27 日(木)午後5時

10 参加辞退の意思表示

【様式 1】参加申込書提出日以降に参加を辞退する場合、辞退届(任意様式)を提出すること。なお、すでに提出された書類は返却しない。

11 企画提案書等の提出

提出書類		部数
1.企画提案書(※1社1案)	A4 判、任意様式	正本 1 部 (クリップ留め) 副本 6 部 (見やすいように 適宜ホチキス留め)
2.CMS 機能一覧表	A4 判、任意様式	
3.業務実施体制	A4 判、任意様式	
4.業務スケジュール	A4 判、任意様式	
5.参考見積書 ①再構築 ②保守(年間)	A4 判、任意様式	
7.企画提案書の電子データ	CD-R 又は DVD-R	1 枚

- (1)提出期限 : 令和5年8月 18 日(金)午後5時まで
- (2)提出方法 : 持ち込み又は簡易書留による郵送(必着)

12 審査項目及び配点

豊後高田市ふるさと納税特設サイト再構築業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、提出書類の内容をもとに、以下の配点により審査する。

- (1)企画提案の内容 (30 点)
- (2)事業スケジュールと業務体制(15 点)
- (3)導入後の保守・運用体制(15 点)
- (4)同種事業の実績(10 点)
- (5)業務実施に資する独自提案(10 点)
- (6)受託金額(20 点)

13 契約候補者の選定方法

選定委員会の委員は、提出された企画提案書等の提出書類について、前項の配点に基づき書類審査を行い、採点し最も評価点の高い提案者を優先交渉者として選定し、市 HP 等で公表する。

14 契約の締結

選定委員会の選定結果に基づき、市は優先交渉者と協議し、企画提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、予算額を上限として契約を締結するものとする。

15 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1)参加資格要件を満たさなくなった者
- (2)提出書類及び提出内容に虚偽があった者
- (3)審査の公平性を害する行為があった場合

16 その他

- (1)提出された企画提案書等は返却しない。
- (2)提出以降における企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。
- (3)提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、本市が複製することがある。
- (4)企画提案書等の作成、提出等のプロポーザル参加に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (5)提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づい

て保護される第三者の権利の対象となっている手法を用いた結果、生じた事象にかかる責任は、全て提案者が追うものとする。

(6)提出された書類は、豊後高田市情報公開条例及び個人情報の保護に関する法律並びに豊後高田市個人情報保護法施行条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。

(6)企画提案書等の作成のために本市より受領した資料は、本市の許可なく公表又は使用することはできない。

17 事業主体及び担当部署

(1)契約者 : 豊後高田市長 佐々木 敏夫

(2)担当部署 : 豊後高田市企画情報課政策企画係

(3)所在地 : 〒879-0692 大分県豊後高田市是永町 39 番地3

(TEL) 0978-25-6393

(FAX) 0978-22-2725

(メールアドレス) kikaku01@city.bungotakada.lg.jp